

みよし市立三好中学校 P T A 会則

(名 称)

第1条 この会は、みよし市立三好中学校 P T A といい、事務局を三好中学校におく。

(目 的)

第2条 この会は、次の事項を目的とする。

- 1 家庭と学校と一般社会の協力により生徒の健康と福祉の増進をはかる。
- 2 中学校教育の向上発展を期するとともに、家庭教育及び社会教育の教育刷新につとめる。
- 3 会員の教養の向上と、その相互の親睦につとめる。
- 4 三好中学校の教育的環境の整備をはかる。

(事 業)

第3条 この会の目的を達成するために、次のような事業を行う。

- 1 学校と家庭及び社会との緊密な連絡、家庭教育並びに社会教育に関する事業
- 2 会員の社会的視野を広め、会員相互の理解と親睦を深める事業
- 3 生徒の福祉並びに保健・安全に関する事業
- 4 生徒の教育条件と生活環境の整備・充実に関する事業
- 5 その他目的達成のための事業

(会 員)

第4条 この会の会員は、三好中学校生徒の父母、またはこれに代わる人、教員とする。

(役 員)

第5条 この会の役員は、次のとおりとし、全会員のなかから選出し総会の承認を得る。

- | | |
|------------------|-------------------------|
| 1 会 長 | 1名 |
| 2 副会長 | 1名 |
| 3 家庭教育委員（会計を兼ねる） | 1名 |
| 4 書 記 | 1名（教師） |
| 5 会 計 | 3名（内1名は家庭教育委員を兼ね、2名は教師） |
| 6 常任委員会委員長 | 3名 |

(任務)

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、この会を代表し、会務を統轄し、すべての会議の議長となる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 家庭教育委員は、この会の母親の意見を代行する。
- 4 書記は、この会の会議・活動に関する議事録をとり、書類の保管、通信、その他の庶務事項全般を行う。

- 5 会計は、この会の一切の会計経理にあたり、決算報告をする。
- 6 常任委員会委員長は、所属する常任委員会を代表し、活動推進のための計画立案及び運営を統括する。

(任期)

第7条 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

(会計監査委員)

第8条 この会の経理を監査するため、2名の会計監査委員をおく。

- 1 会計監査委員は、会計を監査し、総会で年度決算の監査報告をする。
- 2 会計監査委員は、総会で承認され、任期は1年とする。

(顧問)

第9条 本会は顧問をおくことができる。顧問は会長の諮問に応ずる。

(役員会)

第10条 役員会は、次のとおりとする。

- 1 役員会は、役員で構成する。
- 2 役員会は、事業全般を掌握の上、その推進を図るとともに、この会の運営上必要な事項を処理する。

(実行委員会)

第11条 実行委員会は、次のとおりとする。

- 1 実行委員会は、この会の役員と学年委員長の3名をもって構成する。
- 2 実行委員会に付された内容により、この会の役員及び全学年委員で構成した合同委員会を招集することができる。

(学年委員、常任委員会委員)

第12条 学年委員、常任委員会委員は、次のとおり、各地区から選出する。

- 1 学年委員は、各地区・各学年の保護者のなかから選出する。学年委員数は、役員会において決定する。
- 2 学年委員は、常任委員会委員を兼ねる。各常任委員会委員数は、役員会において決定する。
- 3 常任委員会委員・学年委員は、常任委員会または学年委員会に付された事項等を審議推進するとともに、各地区的連絡調整にあたる。
- 4 学年委員・常任委員会委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(学年委員会)

第13条 学年委員会は、学年委員で構成し、次のとおりとする。

- 1 各学年に、学年委員会を組織する。
- 2 学年委員会委員長を選出する。

3 学年委員長は、必要に応じて学年主任との連絡調整を行う。

(常任委員会)

第14条 常任委員会は、会の活動推進のため、次の委員会をおく。

1 生活委員会

青少年を守る運動、交通安全運動及び環境整備に関する事業を推進する。

2 保健委員会

生徒の健康安全及び生徒活動の補助金の確保に関する事業を推進する。

3 教養委員会

会員の広報活動・教養の向上、親睦に関する事業を推進する。

(集会)

第15条 この会は、次の集会を行う。

1 総会

この会の最高の意志決定機関で、毎年1回年度始めに開催し、役員・会計監査委員の承認、会則の改廃・事業報告・決算報告・事業計画・予算等の承認を行う。会長または実行委員会が必要と認めた場合、及び会員の3分の1以上の要求があった場合、臨時総会を開催する。

2 役員会

常任委員会・学年委員会が推進する事業審議のほか、緊急事態の処理にあたる。会長が隨時招集する。

3 実行委員会

総会に代わる議決機関であつて、必要に応じて会長が招集する。

4 常任委員会

この会の事業を推進するため、委員長が隨時招集する。

5 学年委員会

各学年に関する事業を推進するため、必要に応じて委員長が招集する。

(会計)

第16条 この会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

第17条 会費は、1家庭月額300円とし、3か月分を前納する。一旦納入された会費は、返納しない。

第18条 この会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(地区の世話役)

第19条 各地区的事務や円滑な連絡調整を行うために世話役を置く。役員・委員と兼ねることができる。

第20条 世話役の任務は役員の選出に関わること、資源回収等地区別行事の連絡に関わることとする。

(改正)

第21条 この会則の改正は、総会の承認を要する。

附 則

この会則は、昭和45年4月1日から実施する。

会則改正 昭和47年4月15日 一部改正
昭和49年4月18日 一部改正
昭和51年4月24日 一部改正
昭和52年4月28日 一部改正
昭和55年4月24日 一部改正
昭和56年4月28日 一部改正
昭和58年4月26日 一部改正
昭和59年4月24日 一部改正
昭和60年4月27日 一部改正
昭和61年4月26日 一部改正
平成5年4月17日 一部改正
平成10年4月18日 一部改正
平成19年4月14日 一部改正
平成22年4月17日 一部改正（名称変更を含む）
平成31年4月16日 一部改訂
令和3年9月24日 一部改正
令和5年4月22日 一部改正（役員の名称変更）

みよし市立三好中学校 部活動振興費規定

- 1 部活動振興費は、三好中学校生徒の文化的・運動的部活動の活動を盛んにするため、機材購入費、修理費、選手派遣費等に充てる。
- 2 部活動振興費は、会費及び寄付金、その他の収入をもって充てる。
- 3 会費は、1家庭月額350円の拠出をお願いし、これに充て、3か月分を前納するものとし、一旦納入された会費は返納しない。
- 4 庶務・会計・会計監査は、それぞれ三好中学校PTAの書記・会計・会計監査がこれを務める。
- 5 決算・監査結果・予算案は、三好中学校PTAの総会に報告し、承認を得る。